



選挙人名簿の縦覧が終了しました

日頃より、篠崎駅西部土地区画整理事業にご協力いただきありがとうございます。

『土地区画整理審議会』（以下、審議会）の設立に向け、令和 7 年 6 月 6 日（金）から 6 月 19 日（木）までの間、「選挙人名簿の縦覧及び選挙人名簿に関する異議申出の受付」を行いました。縦覧の結果、異議の申出はありませんでしたので、令和 7 年 7 月 7 日（月）に「選挙人名簿の確定及び選挙する委員の数」を公告します。

審議会委員は選挙人名簿に登載されている方（土地所有者）が立候補でき、受付期間は令和 7 年 7 月 8 日（火）から 7 月 17 日（木）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、受付場所は篠崎地区まちづくり分室（篠崎町 7-2-21）です。

「えどがわ“ひと涼み”処」が開設しました！

近年の気候変動による猛暑の影響を受け、区民の熱中症予防の一環で冷房設備のある区の施設などが「えどがわ“ひと涼み”処」として開設しております。気軽に暑さをしのげる場所として、誰でも無料で常時利用できます。

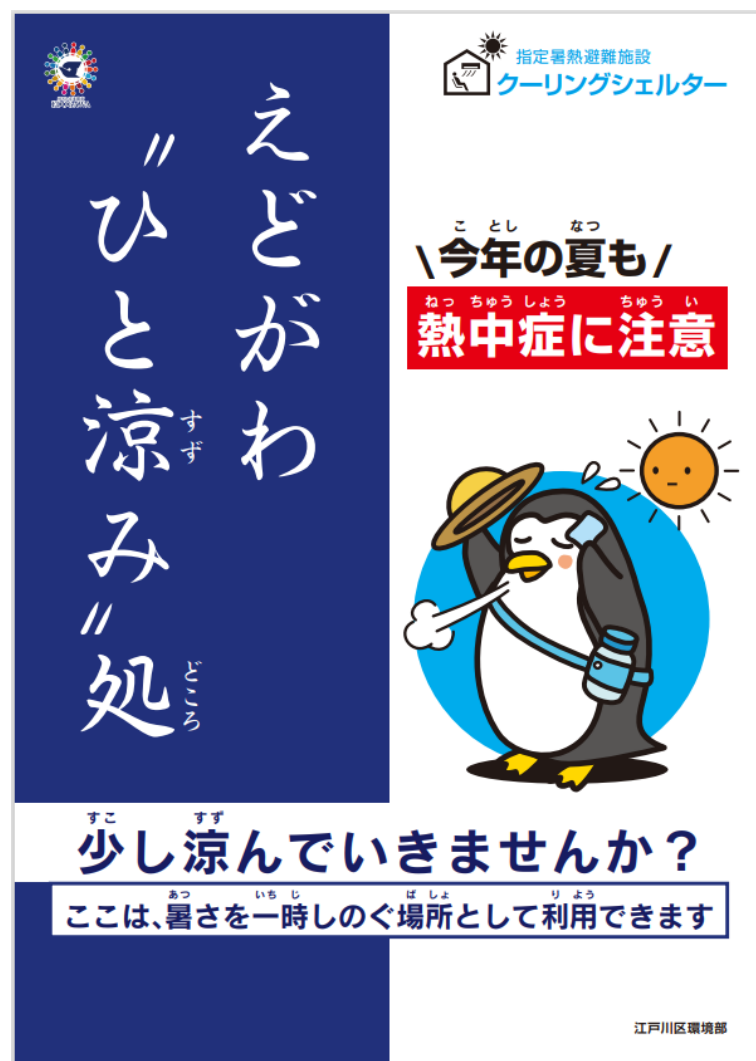
外を歩いているときにちょっと立ち寄って、身体の熱をとることが熱中症予防に効果的です。

＜篠崎駅周辺の「えどがわ“ひと涼み”処＞

- ・ 篠崎文化プラザ （篠崎町 7-20-19）
- ・ 江戸川区立篠崎図書館 （篠崎町 7-20-19）
- ・ 篠崎コミュニティ会館 （上篠崎 4-21-8）
- ・ 篠崎コミュニティホール
（篠崎町 7-27-1 交通会館篠崎ビル内）

＜上記施設の開設期間＞ 10 月 22 日まで

※その他、上記施設含め区内全 81 か所あります。



皆さまへのお知らせ

これまでお知らせしてきましたとおり、第五期地区の事業計画決定に伴い、以下の届出等が必要となります。対象となる方々につきましては、届出等をお願いいたします。

■ 以下の建築行為等を行う場合は江戸川区の許可が必要です ■

○土地の形質の変更（掘削、切土、盛土など）

○建築物の新築、改築、増築

○5トン以上の重量物のたい積、設置

【許可が必要な期間】

事業計画決定日（令和7年3月28日）から換地処分（区画整理事業の終了）まで

■ 権利の申告等が必要な方は届出をお願いします ■

土地の所有権移転（土地の売買や相続等）や住所・氏名の変更等があった場合は、『権利申告等の手引き』をご確認のうえ、提出をお願いします。各申告書等の様式は、篠崎地区まちづくり事務所、もしくは下記の二次元コードからダウンロードできます。



『権利申告等の手引き』および『各種申告書等』はこちら！



◆ 個別相談を随時行っています。ご希望の方は下記までお問い合わせください。◆

【お問い合わせ先】 ※平日午前8時30分から午後5時15分まで

（区画整理に関すること）

〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所

TEL：03-5664-2619（土木部 区画整理課 計画換地係）

（地区計画に関すること）

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 区役所第二庁舎 1階

TEL：03-5662-1920（土木部 区画整理課 調整係）

《 江戸川区 HP 》



令和6年度「道路ふれあい月間」推進標語 優秀賞

ヘルメット あなたの未来 守り神